

第48回 農業資材審議会農薬分科会

第 4 8 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 7 年 9 月 2 5 日（木）

場所：農林水産省消費・安全局第 1 会議室

（WE B 会議形式の併用開催）

時間：1 3：3 0～1 4：5 5

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・シンメチリンを有効成分として含む農薬（登録）
- （2）農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・ブロマシルを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・フロラスラムを有効成分として含む農薬（変更の登録）
- （3）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・エスプロカルブを有効成分として含む農薬（再評価）
 - ・ブタクロールを有効成分として含む農薬（再評価）
- （4）農薬取締法第 3 9 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・ジカンバ（別名MDBA）を有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・カフェンストロールを有効成分として含む農薬（再評価）
 - ・ジチアノンを有効成分として含む農薬（再評価）
 - ・テブフェンピラドを有効成分として含む農薬（再評価）

- ・フルチアセツトメチルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ヘキサコナゾールを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ 2，4-D（2，4-Dイソプロピルアミン塩（別名 2，4-P Aイソプロピルアミン塩）及び2，4-Dジメチルアミン（別名 2，4-P Aジメチルアミン））を有効成分として含む農薬（再評価）

（5）農薬原体部会決定の一部改正について（報告）

（6）その他

3. 閉 会

午後 1 時 3 0 分 開会

○山原課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第48回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室の山原でございます。分科会長に議事を願いますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催でございます。

また、公開で開催いたしますので、傍聴の方々にも参加いただいております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている先生方におかれましては、ウェブ環境など差し支えなければ常時カメラをオンにいただければと存じます。

発言の御希望がございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要がございましたら、座長からの合図を待たず御自身でミュートを外して御発言いただいても差し支えございません。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブルがございましたら、先生方には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡いただければと思います。

本日は、現時点で委員の方10名、臨時委員の方7名に御出席いただいております。久城委員、郷野委員、三浦臨時委員におかれましては、本日御欠席となっております。

本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。委員と臨時委員合わせて20名のところ17名の方に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日の配付資料につきまして、配付資料一覧に資料及び参考資料を掲載しておりますので御確認いただければと思います。

なお、対面で御参加いただいております先生方には、参考資料1から4につきましては、紙のファイルにとじたものを配付させていただいております。これらにつきましては、次回以降の分科会においても利用いたしますので、会議終了後は机上に置いたままにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は夏目分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

いたします。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。
分科会長の夏目でございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は議事次第にございますように、一つ目が、農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、二つ目が、農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、三つ目が、農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、四つ目が、農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、五つ目として、農薬原体部会決定の一部改正について（報告）です。

限られた時間ではございますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、岩田委員及び秋森委員より利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたことを御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（1）の審議を行います。

令和5年1月25日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。
シンメチリンを有効成分として含む農薬の登録について、御審議いただきます。

まず、事務局、石原農薬審査官より説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私から説明させていただきます。

資料3を御覧ください。

こちらの資料ですけれども、本日御審議いただいて御了承いただけましたら、答申の別添となる資料でございます。

1ページ目を御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分でして、調査審議が終わりまして分科会に報告する成分となっております。

令和4年10月に登録の申請を受け、各部会での審議が行われたものになります。

次のページ、2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的な情報はこちらに記載のとおりとなっております。シンメチリンという成分で、用途は除草剤になります。申請の製剤は、別紙1に記載の1製剤、乳剤1製剤のみです。つつじ類の栽培に用いる除草剤となっております。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。部会を代表いたしまして、シンメチリンの農薬原体の組成に係る評価につきまして審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は有効成分であるシンメチリンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき950 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のシンメチリンの分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を御報告いたします。概要は③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠といたしました組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分シンメチリンのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が985～991 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるシンメチリンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、どうもありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、シンメチリンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量(AOEL)及び急性農薬使用者暴露許容量(AAOEL)の設定について御報告いたします。

AOELの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたシンメチリンの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験のアルカリホスファターゼの増加等に基づく無毒性量7.9 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は88.4～99.4%ということで80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断いたしました。

これらのことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量7.9 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.079 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、AAOELの設定についてです。

シンメチリンの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち、最小値はラットを用いた発生毒性試験の母動物の体重増加抑制等に対する無毒性量30 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した0.30 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、暴露量の推定です。シンメチリンを有効成分として含む農薬について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式によって推定いたしました。なお、経皮吸収率は、乳剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しております。

推定した暴露量は、AOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表しまして、シンメチリンの審議結果を報告いたします。

資料3の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された4種の室内毒性試験の結果である半数

致死量より、資料３の５ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性ともにLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、資料３の別紙１に記載されておりますシンメチリンを有効成分として含む農薬の適用について、予測式を用いて推計しました暴露量を毒性指標値で除しまして、その数値と蜂個体すなわち蜜蜂の成虫及び幼虫への影響が懸念される水準である0.4と比較しました。このことより、評価が必要な使用方法是、本農薬の暴露経路である経口暴露経路におきまして蜂個体へ影響は懸念される水準を超えないということを確認いたしました。

以上より、シンメチリンは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

シンメチリンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願ひします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、事務局より、５番目の農薬取締法第４条第１項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料３の６ページを御覧ください。

農薬取締法第４条第１項の各号への該当でございますが、こちらの資料の６ページから９ページまでに記載しています。いずれも該当ないと判断いたしております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたシンメチリンの登録について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和５年１月25日付け４消安第5544号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、シンメチリンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第４条第１項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料３が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、シンメチリンの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（２）の農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、議題（２）で御審議いただきますプロマシルとフロラスラムのいずれに対しましても岩田委員及び秋森委員より利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認しましたことを御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（２）に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（２）の審議を行いたいと思います。

令和７年７月18日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。

す。ブロマシルを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料4を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただきましたら、答申の別添になる資料になっております。

1 ページ目を御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分として調査審議が終わり、分科会に報告する成分となっております。

令和6年3月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

次のページ、2 ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりとなっております。用途は除草剤で、温州みかん、樹木等の栽培に使用されている除草剤でございます。

剤の概要につきましては、説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 では、ブロマシルの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料4の3 ページの①番を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるブロマシルに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき770 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のブロマシルの分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を御報告いたします。概要は③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分ブロマシルのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法につきまして、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が981～996 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体

中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるブロマシルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較しました結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上になります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

それでは、事務局より、5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料4の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、4ページから5ページまで記載しています。いずれも該当しないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたブロマシルの変更の登録について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和7年7月18日付け7消安第2471号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ブロマシルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料４が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 それでは、ブロマシルの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（２）の二つ目の審議を行いたいと思います。

令和６年７月１９日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。フロラスラムを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明お願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料５を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただきましたら、答申の別添になる資料でございます。

１ページ目を御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分として調査審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和４年３月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

次のページ、２ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報は、こちらに記載のとおりとなっております。こちらの成分、用途は除草剤で、芝等の栽培、管理に使用される除草剤になります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 では、フロラスラムの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料５の３ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフロラスラムに対し設定するこ

とし、組成分析の結果に基づき980 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のフロラスラムの分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠としました組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分フロラスラムのほかに1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は定量された分析対象の含有濃度の合計が996～998 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるフロラスラムの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上になります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局より、5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料5の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、4ページから5ページまでに記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたフロラスラムの変更の登録について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和6年7月19日付け6消安第2356号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、フロラスラムを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料5が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、フロラスラムの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（3）の農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、議題の3番で御審議いただきますエスプロカルブとブタクロールのいずれに対しましても岩田委員及び秋森委員より利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたことを御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（3）に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（３）の審議に入ります。

令和５年３月22日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。
エスプロカルブを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料６を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただきましたら、答申の別添になる資料でございます。

１ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査審議が終わり、分科会に報告する成分となっております。

令和４年６月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいたものになります。

次のページ、２ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。今回、本剤エスプロカルブは再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は昭和63年、1988年、用途は除草剤で、適用作物は稲及び麦類です。

再評価申請の農薬につきましては、10ページの別紙の１の表にまとめたとおりでございます。

剤の概要につきましてはの説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 エスプロカルブの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料６の３ページの①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるエスプロカルブに対し設定することとし、組成分析の結果に基づきまして980 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のエスプロカルブの分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を御報告いたします。概要は③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分エスプロカルブのほか、

1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が997～1,002 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるエスプロカルブの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上になります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、エスプロカルブの審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定について御報告いたします。

AOELの設定根拠となり得る各毒性試験で得られたエスプロカルブの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の副腎皮質の過形成及び肥大に基づく無毒性量1 mg/kg体重/日でした。また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は68.6%であり、経口吸収率による補正が必要であると判断いたしました。

これらのことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量1 mg/kg体重/日を経口吸収率68.6%により補正し、安全係数100で除した0.069 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、AAOELの設定についてです。

エスプロカルブの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の母動物の体重減少及び摂餌量減少等に対する無毒性量5 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率68.6%による補正を行い、安全係数100で除した0.034 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、暴露量の推定です。エスプロカルブを有効成分として含む農薬について、適用害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定いたしました。

推定した暴露量は、AOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表しまして、エスプロカルブの審議結果について概要を報告いたします。

資料6の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された成虫の単回接触毒性試験の半数致死量であるLD₅₀より、資料6の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性のLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、エスプロカルブは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 µg/bee以上であることから、1回目の再評価においてリスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、エスプロカルブは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

エスプロカルブの農薬蜜蜂影響評価部会での審議の結果の概要は以上でございます。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より、農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料6の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから9ページまで記載しています。いずれも該当がないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたエスプロカルブの再評価について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年3月22日付け4消安第6677号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、エスプロカルブを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料6が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、エスプロカルブの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（3）の二つ目の審議を行います。

令和4年9月12日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。ブタクロールを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より、説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明させていただきます。

資料7を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただきましたら、答申の別添となる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和3年12月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいたものになります。

2ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりとなっております。本剤ブタクロールは再評価として資料が提出されたものでございまして、初回の登録年は昭和48年、1973年でございます。用途は除草剤で、適用作物は水稻等でございます。

再評価申請の農薬につきましては、10ページの別紙1の表にまとめたとおりでございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 ブタクロールの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるブタクロールに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき910 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のブタクロールの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を御報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分ブタクロールのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が988～997 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるブタクロールの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上となります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、ブタクロールの審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定について報告いたします。

AOELの設定ですが、その根拠となり得る各毒性試験で得られたブタクロールの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の肝臓の絶対及び比重量増加等に基づく無毒性量5 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は84.1～90.7%と80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断いたしました。

以上の結果から、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量5 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.05 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、AAOELの設定についてです。

ブタクロールの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の母動物の体重減少等に対する無毒性量49 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した0.49 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、暴露量の推定です。

ブタクロールを有効成分として含む農薬について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定いたしました。なお、一部の製剤については、経皮吸収率は乳剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しております。

それで、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表しまして、ブタクロールの審議結果について概要を報告いたします。

資料7の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された成虫の単回接触毒性試験及び単回経口毒性試験の半数致死量であるLD₅₀より、資料7の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び成虫の単回経口毒性ともにLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、ブタクロールは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 µg/bee以上であること及び成虫の単回接触毒性以外の毒性値が超値であることから、1巡目の再評価においてリスク評価を行う対象とはせず暴露量の推計は行っておりません。

このことから、ブタクロールは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

ブタクロールの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より、農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料7の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから9ページまで記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたブタクロールの再評価について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○有江委員 一つ、よろしいですか。

○夏目分科会長 有江委員、お願いします。

○有江委員 すみません、今さら素人のようなことを伺うのですが、3ページ目の農薬原体の規格のところで、どういうふうに、この910g/kg以上というのを決めるのですか。

○夏目分科会長 私もちょうと、そこが気になりました。③の含有濃度の合計から少し低めに設定すると思うのですが、ほかと比べて、これだけちょっと低いような。

○有江委員 低いですね。

○夏目分科会長 純度が91%ということなので十分高いと思いますけれども、他は例えばシン

メチリンだと95%です。同じぐらいの含有濃度の幅があっても。

○西岡課長補佐 本日のほかの評価書の数値と比べるとブタクロールの数値が低いことに対してということですね。基本的には分析結果とばらつきから出すことにはなるのですが、分析方法・結果は非公表情報ですので、資料7-1には記載されておられません。

○依田生産安全専門官 農薬原体の5バッチを分析しまして、原体には有効成分のほかに不純物や添加物といったものが含まれております。その結果に基づきまして、原体中の有効成分、不純物それぞれの含有濃度の平均値と標準偏差を出しまして、そこからばらつきを見まして、原体規格を設定しております。

○有江委員 そうすると、③のところで定量された分析対象の含有濃度988~997 g/kgは高い値だと思うのですが、これとは関係ない数値で出すのですか。

○依田生産安全専門官 これにつきましては、有効成分のブタクロールとその他不純物を足し上げて、その組成として、不純物1、2と幾つか含まれてはいるのですが、それら全てを足し上げると988~997 g/kgということで、おおよそ100%、98%以上、原体についての組成の情報が分かっているということです。

○有江委員 そうすると原体として、90 g/kg程度の不純物がある場合がある。

○依田生産安全専門官 そうです。

○有江委員 そのときに、1 g/kg以上含有される不純物について、いろいろ調べているということは、かなり何十種類も調べている可能性があるという理解で、それを合計すると、ほぼ1 kgになるということですね。

○依田生産安全専門官 はい。不純物も、原体それぞれによって異なります。

○有江委員 いろいろ入っているから。

○依田生産安全専門官 少ないものもあれば数多くあるもの、ある不純物が多く含まれるものと様々ではございますが、それを確認し、部会で審議いただいているということになります。

○有江委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、よろしいでしょうか。

○天野臨時委員 天野です。

○夏目分科会長 天野委員、お願いします。

○天野臨時委員 4ページの使用者安全の評価結果のところ、一つ教えてください。

7-2の資料で、例えばここに製剤それぞれの暴露量の計算が製品ごとに載ってしまして、例えば84ページと85ページ、最後ですね。これを見比べますと、ブタクロールの含有量はどち

らも10%で、剤型も同じ粒剤で使用方法、投下量も同じときに、防護装備が15番の方は特になし、それから16番の方は不浸透性手袋ですとか農薬用マスクですとか、そういうものをしますという前提で計算がなされています。

いずれも当然基準値は超えていないので特に問題はないですけれども、この防護装備のあり・なしというのは、ブタクロールそのものの評価ではなくて、一緒に混合されている成分の都合でこうなっているのかとか、もし分かれば教えてください。評価そのものには影響しないですけれども。

○岡農薬審査官 事務局の岡です。こちらの使用者の評価としては、有効成分の含有量ですとか適用の使用量等から評価をいたします。ただ、この際に付します防護装備につきましては、ある程度、申請者から、こういった防護装備を着けたいと自ら意思表示があった場合には、その防護装備も含んで掲載する場合がございます。

ですので、15番と16番につきましては、いずれも製剤中の有効成分含有量は同じですし、10アール当たりの投下量も同じではございますけれども、それぞれの製剤の申請者によって、こういった防護装備も着けたいというようなことを加味して評価しております。

○天野臨時委員 ありがとうございます。そうしますと、この申請されてきたものに書かれた防護装備について全部が表示されるということで、よろしいでしょうか。

○岡農薬審査官 はい、その予定でございます。基本的には、こちらの評価書に掲載されている内容で評価をしておりますので、この計算シートの中で記載しております防護装備が最低限は付くような形となります。そういった形で評価をしております。

○天野臨時委員 ありがとうございます。製品それから申請者の方の戦略といいますか、お考えがあるので、それぞれ安全に使ってもらえればという表示がなされると思います。

ただ、今このブタクロールの評価ですからブタクロールにだけ着目して、コンテンツも同じ、投下量も同じ、製剤の形も同じで、片や不浸透性手袋それから不浸透性防除衣まで必要という表示で、片や特に何もしなくてもいいという表示であったときに、混合成分が違いますから、それはそれで製品が違うものとして使用者は見るかもしれませんけれども、例えば指導する立場で、どうしてこっちは危ないのか、どうしてこっちはこんなにフル装備なのというふうに疑問があったときに、明確な説明なり、より安全にということで、書いてなくても例えば手袋はしてくださいとか、そういったようなことが、これはメーカーさんではなくて農水省ですとかあるいは指導者の立場の方から、いま一度、最低限の標準装備と言われるものはしていきたいと思いますというようなアナウンスが必要なのかなと感じました。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

それでは、事務局をお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について(答申)。

令和4年9月12日付け4消安第3071号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ブタクロールを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料7が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ブタクロールの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題(4)の農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、今回諮問する農薬について御説明いたします。

資料8-3を御覧ください。こちらで説明をさせていただきます。

こちらの2ページを御覧ください。

まず、ジカンバ（別名MDBA）でございます。

こちら、変更の申請でございます、原体規格の設定を行うものになります。

構造式はこちらに示したようなものでございます。用途は除草剤で、作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録がいずれもあるという状況でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

以降六つの農薬につきましては、再評価申請の成分になります。

再評価の最初の剤は、カフェンストロールでございます。

構造式はこちらに記載したとおりでございます。初回登録年が1996年、用途は除草剤でございます。主に水稻で用いられている除草剤です。作用機作は記載のとおりです。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧州での登録はございませんが、米国での登録はあるという状況でございます。

続きまして、4ページ。

ジチアノンでございます。再評価の申請剤、二つ目です。

構造式はこちらに示したとおりでございます。初回の登録年が1962年、用途は殺菌剤です。果樹の栽培で用いられている殺菌剤でございます。作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧州での登録はございますが、米国での登録はないという状況でございます。

続きまして、5ページ。

テブフェンピラドでございます。再評価の申請剤、三つ目です。

構造式はこちらに示したとおりでございます。初回の登録年が1993年、用途は殺虫剤でございます。こちらに記載の作物等の栽培で使われている殺虫剤です。作用機作は記載のとおりとなっております。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、米国での登録はありませんが、欧州で登録があるという状況でございます。

続きまして、6ページ。

フルチアセットメチルでございます。

構造式はこちらに示したとおりでございます。初回の登録年が2002年、用途は除草剤でございます。だいた、とうもろこし等の栽培で用いられている除草剤でございます。作用機作は記載のとおりで、海外の状況ですけれども、JMPRの評価及び欧州での登録はございませんが、米国での登録があるというような剤でございます。

続きまして、7ページのヘキサコナゾールでございます。再評価申請の5つ目になります。

構造式はこちらに示したとおりでございます。初回登録年が1990年、用途は殺菌剤でございます。こちらに記載の作物等の栽培で用いられている殺菌剤です。作用機作は記載のとおりで、海外の状況ですけれども、JMPRの評価はございますが、欧米での登録はないという状況でございます。

続きまして、最後8ページ、2，4-Dでございます。

構造式はこちらに示したとおりでございます。初回の登録年が1951年、用途は除草剤で、水稻等で用いられている殺菌剤でございます。作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録がいずれもあるというような成分でございます。

議題4の説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けて、これから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御意見は部会の中でいただくとして、事務局より説明のあった事項について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、資料8-3の1ページ目にありますように、ジカンバ（別名MDBA）については農薬原体部会、カフェンストロール、ジチアノン、テブフェンピラド、フルチアセットメチル、ヘキサコナゾール並びに2，4-Dちょっと長いのでその後省略しますが、については、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の3つの部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくことになりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、議題（5）の農薬原体部会決定の一部改正について（報告）に入ります。

農薬原体部会での議論の結果を、水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。部会を代表いたしまして、「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」の改正について報告をさせていただきます。

資料9を御覧ください。

我が国の成分規格設定におきましては、不純物の毒性について既知の科学的知見が無い場合、その含有濃度にかかわらず急性経口毒性試験及びAmes試験を要求していますが、EUでは含有濃度が低い場合には急性経口毒性試験は不要とされています。EUのデータ要求にも一定の合理性があると考えられることから、不純物に関するデータ要求について国際調和を図ることについて

て検討いたしました。

我が国で評価済みである事例を解析した結果、急性経口毒性試験を要求しないこととした場合であっても不純物の毒性評価結果は同じでした。また、毒性試験の結果から参照濃度というものを算出し、不純物の含有濃度がこの参照濃度を超える場合は考慮する毒性を有する不純物として取り扱うものとしていますが、算出された参照濃度はいずれも10 g/kg以上でした。

以上のことから、令和7年8月1日に開催しました第25回農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会におきまして、「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」を資料9－1のとおり改正し、含有濃度が10 g/kg以下の不純物につきましては急性経口毒性試験を要求しないことといたしました。

改正箇所は、資料9－1の13ページでございます。

②番、イ．急性経口毒性試験の項に、「添加物及び不純物の農薬原体中の含有濃度が10 g/kgを超える場合には、」と追記いたしました。

報告は以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告のございました農薬原体部会決定の一部改正について、何か御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 よろしいでしょうか、平沢ですけれども、これEUではとあるんですけれども、アメリカではどうなっているのですか。

○依田生産安全専門官 事務局でございます。

いろいろと情報収集をしたのですが、米国の基準になるようなガイドラインみたいなものに当たらず、EUを参考にした形で今回改正させていただくという運びになりました。

○平沢委員 これは、EUも最近ということなのですか。

○依田生産安全専門官 EUも、最近変わったといったことではございません。

○平沢委員 ずっとやっていて。

○依田生産安全専門官 そうですね、はい。

○平沢委員 それに合わせるというような。

○依田生産安全専門官 合わせるという形に、はい。

○平沢委員 分かりました。

○夏目分科会長 ほかにいかがでしょうか。

これは、今日、御報告ですか。もう既に部会で決まった時点で有効になっているというか、実施されているということですかね。

よろしいでしょうか。

それでは、今後、農薬原体部会では御報告いただいた内容に沿って審議いただくということをお願いいたします。

ありがとうございました。

最後に、その他として事務局より報告があるとのことですので、お願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。

今回、今後検討いただきたい案件について御提案を申し上げます。

「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」御説明いたします。

参考資料として配付している4のシリーズの最後のページを御覧ください。

こちらの「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」は、審議の円滑化の観点で農薬の変更登録のうち、こちらに示します(1)、(2)のいずれにも該当しない、つまり専門的な知識を要しないものにつきましては、農業資材審議会にお諮りすることなく変更の登録に関する手続を進めて差し支えない旨、令和元年11月の農薬分科会で御決定いただいたものがございます。

この当時は、化学農薬の申請を想定してこの要件を定め、以降運用してまいりましたが、令和4年に農薬分科会の下に生物農薬評価部会が設置されました。生物農薬の登録に係る申請につきましても審議してまいりまして、また、本年4月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の中でも、「生物防除資材等の環境負荷の低い新規資材について、審査結果を蓄積し、要点を整理することにより審査の円滑化を図るとともに、引き続き化学農薬の低減に資するスマート農業技術や生物防除資材の導入等による総合防除の普及、新たな技術開発を推進する。」とされており、今後も生物農薬に関する申請が見込まれるところです。

今般、生物農薬の審議の円滑化の観点から、「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」の要件に関して、まずは生物農薬部会で御議論いただき、その後この農薬分科会で御議論いただく形を取りたいと考えています。いかがでしょうか。

本件の取扱いについて御検討を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

生物農薬の審議の円滑化の観点から、「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」の要件に関して、まずは生物農薬評価部会で御議論いただきたいとの御提案でした。

私もこの分科会で議論する前に、まずは生物農薬評価部会の専門の先生方に御検討をお願いしたいと考えておりますが、本件について何か御質問、御意見、コメント等がありましたら、お願いいたします。

何かありますか。いかがでしょうか。

それでは、「農業資材審議会が軽微な変更と認める場合について」生物農薬評価部会において御議論いただき、その後、農薬分科会での御議論をお願いいたします。

それから、もう一点、事務局より御報告があるとのことですので、よろしくお願いします。

○石原審査官 事務局でございます。

前回の第47回の農薬分科会におきまして、農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項につきまして御報告をした際の資料につきまして、作物に重複した記載や「開花しない作物」と記載すべきところを「開花させない作物」と誤記をしていた点、御指摘をいただきまして修正をいたしました。

委員の皆様には御確認いただき、ありがとうございました。農林水産省のホームページにも修正版の資料を掲載いたしましたので、御報告させていただきます。

以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

御報告ということで、よろしいでしょうか。

その他の議題についてほかに、先生方から何か御意見、御提案等ありますでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行役を事務局にお返しいたします。

○山原課長補佐 事務局でございます。

本日は長時間にわたり御審議賜りまして、誠にありがとうございました。

事務局による審議会の運営なども含めまして、先生方から御不明な点、御質問等ございますでしょうか。

本日の議事要旨及び議事録につきましては事務局で案を作成いたしまして、委員の先生方にも御確認いただきました後、公開とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

本日は御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時55分 閉会